

平成十九年七月十日受領  
答弁第四三六号

内閣衆質一六六第四三六号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員滝実君提出年金記録確認中央第三者委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員滝実君提出年金記録確認中央第三者委員会に関する質問に対する答弁書

一及び二について

年金記録確認中央第三者委員会の委員には、行政書士は任命されていないが、社会保険労務士、税理士、過去に事業所において年金実務に携わった者等の参加によつて実態の判断を行うことができる。と考えている。

三について

年金記録確認中央第三者委員会の委員には、過去に市町村の年金実務に携わった者が任命されている。

四について

御指摘の委員については、本人の識見から適任と考えられる者を任命したまでであり、それ以上のものではない。

五について

年金記録に係る苦情についてその内容を検討し、その検討結果に基づき年金記録の訂正に関する判断基準の充実を図るとともに、それが年金記録の訂正に関する先例となつて判断が行われることから、適切な

対応がなされるものと考えている。